

経済要録

国内

◆公定歩合の引下げについて

日本銀行は、4月14日、公定歩合を以下のとおり引下げることと決定し、同日正午より実施した。

1. 商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合
年1.0%
(0.75%引下げ)
2. その他のものを担保とする貸付利子歩合
年1.25%
(0.75%引下げ)

なお、本措置の主旨は以下のとおり。

最近の経済情勢をみると、景気は緩やかな回復を続けているが、為替相場の一段の円高化や資産価格の軟調持続等の環境変化の下で、先行き、回復基調の持続が懸念される状況にある。また、物価は安定基調を強めている。この間、金融面では、マネーサプライの伸びは緩やかなものに止まっている。

日本銀行は先般、短期市場金利の引下げを促す措置をとり、このところ各種市場金利は大幅に低下している。しかしながら、その後の環境変化をも踏まえて、最近の経済・金融情勢を総合的に勘案した結果、この際、市場金利の一層の低下を図ることにより、経済活動に対して金融面から最大限のサポートを講じることが適当

と判断し、公定歩合の引下げを決定した。

日本銀行としては、今回の措置が、わが国経済のインフレなき持続的成長を実現していく上で十分資するものと期待している。

◆緊急円高・経済対策について

政府は、4月14日、経済対策閣僚会議を開催し、「緊急円高・経済対策」を決定した。その内容は以下のとおり。

I. 内需振興策

本格的な景気回復基調への移行をより確実にするため、以下のような適切かつ機動的な内需の振興措置を講ずる。

(1) 平成7年度補正予算の編成

- ① 平成7年度補正予算の編成作業を鋭意進め、これを極力繰り上げて提出できるよう最大限努力する。
- ② その内容としては、阪神・淡路大震災からの復旧・復興事業を可能な限り盛り込むと同時に、地震災害等の防止のため、緊急に対応すべき事業や円高の影響により厳しい環境に直面している中小企業に対する対策、輸入促進策等にきめ細かく配慮するほか、急速な円高に対応して我が国経済・産業構造の改革を更に推進するため、新しい産業の創出につながる情報通信及び科学技術の両分野における追加を行うものとする。

その際、輸入拡大、規制緩和、構造改革等の重要分野については、投資的経費、経常経費の仕分けにとられることなく、必要な予算措置を講ずる。

- ③ その際、財源については4条公債に限らず公債政策を活用する。

(2) 公共事業等の積極的施行

- ① 平成7年度における公共事業等の執行にあたっては、被災地域の実情等を踏まえつつ、できる限り積極的な施行を図る。
- ② 地方公共団体においても、これに準じて地方単独事業を含む公共事業等の積極的な施行を図るよう要請する。

(3) 適切かつ機動的な財政運営

今後の震災復興計画の策定状況、景気回復の動向等を踏まえつつ、引き続き適切かつ機動的な財政運営に努める。

(4) 公共投資基本計画の実施

公共投資基本計画630兆円については、高齢化が本格化する21世紀に向け、財政の健全性に配慮しつつ、積極的な計画の促進を検討する。

II. 規制緩和の前倒し、輸入促進策等

現在縮小傾向にある経常収支黒字をさらに削減するため、以下の具体策を講ずる。

(1) 規制緩和推進計画の前倒し

- ① 規制緩和推進計画（平成7年3月31日閣議決定）については、先月末策定されたばかりであるが、その後の事態の急変に鑑み、予算・定員の手当てを講ずるこ

とにより、平成9年度までの3年計画として前倒し実施することとする。

- ② 規制緩和を通じた市場アクセス改善を実効性あらしめ、競争政策の積極的展開を図るため、公正取引委員会の組織・人員の機能強化を含めた独占禁止法の運用強化を図る。

(2) 輸入促進のための具体策

思い切って輸入の促進を図るため、以下の方策について具体策の検討を行い、今国会中に提出予定の平成7年度補正予算における対応も含め所要の措置を講ずる。

① 自動車・自動車部品の輸入の促進

輸入自動車・自動車部品常設展示場の新設等により、国内市場への輸入の幅広い浸透を図る。

また、外国製自動車部品の輸入の促進に資する施設等の整備・充実を図る。

② 輸入住宅等の積極的導入

i) 住宅、建材等の輸入の促進を図るため、建材等のショールーム等を有する輸入住宅・部材アクセスマート（仮称）の設置を行うとともに、輸入住宅常設展示場の拡充を図る。加えて、消費者、施工者等に対し、情報提供等の措置を講ずる。

ii) 阪神・淡路大震災被災地をはじめ全国において低廉、良質な輸入住宅等の積極的導入を図ることにより、円高メリットを生かしつつ住生活の向上を図るため以下の「すまいアップ事業（仮称）」を推進する。

・被災地等において輸入住宅等の展示、相談、情報提供等を行う「すまいアップセンター（仮称）」の設置

- ・住都公団、住宅公社等による輸入住宅をはじめとする低コストモデル団地の整備

- iii) 復興住宅（共同建）建設用に設定する住宅部品、設備の規格を事前に公表し、当該規格を満たす部品、設備を広く海外から調達する「海外住宅部品活用推進事業」を創設する。
- iv) 2×4工法の要求性能を満たす海外建築資材の受入れの促進を図る。
- v) 本年5月に「建設産業輸入促進会議」を開催する。

(3) 輸入拡大のためのインセンティブ強化

- ① 政府関係金融機関の輸入関連融資制度の拡充により、輸入拡大規模の大きい住宅、自動車等の輸入の拡大を図る。
- ② 輸入促進税制の拡充の検討を行う。
- ③ 対日市場アクセス改善を図る観点から、競争制限的な民間取引慣行の是正に取り組む。

(4) 石油国家備蓄の推進

石油について国家備蓄の前倒しを行う。

(5) 政府調達

政府調達の分野において引き続き内外無差別の原則の下、外国製品に対し、公正な競争の機会を与える。

(6) 国際空港等建設に係る外国企業の参入機会の拡大を図る。

Ⅲ. 円高差益還元と公共料金の引下げ等

円高の進展を踏まえ、物価の安定をより一

層促進するため、以下の措置を講ずる。

(1) 一般輸入消費財等の円高差益還元等

① 関係業界への円高差益還元要請等

円高メリットが速やかかつ十分に国民生活に還元されるよう、農林水産物、消費財、サービス、出版物、住宅及び住宅関連資材、石油製品等に関係する業界に対し、4月中を目途に文書により要請を行う。小売業界等に対しては、さらに必要に応じ、輸入消費財の積極的取扱い等を要請し、円高差益還元の機会を提供する。

② 情報収集の充実及び消費者・事業者への情報提供の強化

円高差益還元の促進のため、輸入消費財等価格動向等調査の実施、貿易統計、物価ダイヤルの活用等により、情報収集・提供の充実・強化を図る。

(2) 公共料金の引下げ等

公共料金については、「今後の公共料金の取扱いについて」（平成6年11月18日閣議了解）に基づき厳正に取り扱うこととし、為替レートの動向等を注視しつつ、可能な限りその引下げ等に努め、別紙（略）の措置を講ずる。

Ⅳ. 円高による影響への対応

(1) 中小企業対策

急激な円高が進展する中、中小企業の経営基盤の安定及び強化を図るとともに、構造的な対策が必要な中小企業の新規事業分野開拓を支援するため、以下の措置を講ずる。

- ① 中小企業の経営基盤の安定・強化対策
- i) 円高による影響を受ける中小企業の運転資金調達の円滑化を図るための新たな低利融資制度を国民金融公庫、中小企業金融公庫等に設ける。
 - ii) 緊急経営支援貸付制度（体質強化基金）の取扱期間の更なる延長を行う。
 - iii) 中小企業信用保険について、円高による影響を大きく受ける中小企業を対象に、保険限度額が倍額となる特例保険制度を創設する。
 - iv) 円高により経営の悪化している小企業等のため、国民金融公庫の小企業等経営改善資金融資制度（マル経制度）の貸付限度額を引き上げる。
 - v) 円高をめぐる中小企業の経営上の悩みにきめ細かく対応する産地等緊急相談事業や、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等による緊急相談及び下請企業のための発注開拓の強化など中小企業経営の安定・強化のための所要の措置を講ずる。
- ② 中小企業の構造改革対策
- i) 国民金融公庫、中小企業金融公庫等における中小企業新分野進出等円滑化貸付について、貸付枠の追加、要件緩和及び特別貸付限度額の引上げを行う。
 - ii) 事業に新規性が認められる中小企業に対する融資制度（「新事業振興貸付制度（仮称）」）を商工組合中央金庫に新たに設ける。
 - iii) 「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」を4月14日付けで施行する。また、本法及び「特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変

化への適応の円滑化に関する臨時措置法」が中小企業によって更に積極的に活用されるよう、事業開拓等に関するきめ細かな実地指導を行う「事業開拓コンサルティング事業（仮称）」を中小企業事業団に創設する。

- iv) 輸入実務及び輸入支援施策等につき知見を有するアドバイザーを中小企業事業団に設置することにより、中小流通業者等による輸入への取組を支援する。

(2) 農林漁業対策

今後の円高による影響を注視しつつ、低利融資の拡大等資金融通の円滑化を図る。

(3) 雇用対策

- ① 円高等による新たな失業の発生を防止するため、雇用調整助成金について現行講じている特例措置を当面継続する。
- ② また、円高等による影響に対処し、「失業なき労働移動」の実現のため、7月1日の「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」の施行後直ちに事業主が法に基づく助成・援助措置を活用できるよう、特定雇用調整業種の迅速かつ適切な指定、事業主団体を対象とした説明会の実施、地域レベルでの円高等雇用対策協議会（仮称）の設置など所要の措置を講ずる。
- ③ さらに、円高の下で、高付加価値化や事業転換に取り組む企業の人材育成を推進する。

V. 経済構造改革の推進

内需振興によって実現される良好な経済環境

の下、将来の展望を切り開くため、経済構造改革を一層加速することとし、特に次の分野について積極的な施策の展開を図る。

(1) 経済フロンティアの拡大

- ① 効果的な新規事業の育成のため、店頭市場の改革等制度的な見直しを含め資金調達環境の整備を行う。また、産業構造転換・雇用対策本部決定（平成6年12月27日）に基づき、中堅企業を含む企業の事業革新を一層推進するため先般成立した「事業革新法」の活用を図り、既に活用されている「中小企業新分野進出等円滑化法」に加え、先般成立した「中小企業創造活動促進法」を円滑に実施するとともに、我が国において今後重要となる知的資産を創造していくため、ハード、ソフト両面にわたる研究開発のインフラの整備、国等の研究開発の強力な推進、本年中に策定することとなっている高度情報通信社会推進に向けた基本方針に基づき各省指針を可能な限り早期に策定する等の高度情報通信社会の推進を行う。
- ② ゆとりと豊かさのある国民生活を実現するため、労働時間の短縮を進めるとともに、消費者の選択の幅の拡大に資する新規産業の振興を図る。

(2) 内外価格差の是正・縮小に向けた新たな取組

内外価格差の是正・縮小に向けて、政府一体として取り組むため、消費財のみならず、中間財やサービスについても、毎年一斉に内外価格差調査を実施するとともに、調査結果を踏まえて要因分析を行い、これ

らを公表する。また、この要因となっている政府規制の見直しを行い、その結果を踏まえ、規制緩和推進計画の改定に反映させる。さらに、内外価格差の要因となっている競争制限的行為について、独占禁止法の厳格な運用を行うとともに、競争阻害的又は非効率的な民間取引慣行の是正を図る。

(3) 対日投資の促進

諸外国から我が国への投資を歓迎する旨の「対日投資会議声明（仮称）」を発表し、政府の対日投資促進姿勢を内外に明らかにすること等により、対日直接投資の積極的な促進を図る。

(4) 事業環境の国際的調和に向けた検討

企業を取り巻く法・制度について、経済構造改革をより一層加速する観点から、国際的調和を踏まえつつ、可能な限り速やかに見直しを行う。

(5) 法人課税のあり方

法人課税については、公正・中立を基本とし、産業構造の変化等を踏まえ、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるといった基本的方向に沿って検討を行う。

VI. 金融・証券市場に関する施策等

(1) 金融機関の不良債権の早期処理

金融機関の不良債権処理を一段と促進し、経済活動に必要な資金の円滑な供給を図るため、以下の対応を行う。

- ① 金融機関の不良債権については、預金者保護に配慮しつつ、金利減免等を行っている債権をも含め、従来からの発想に

とられることなく概ね5年の間に積極的な処理を進め、問題解決の目処をつけることとする。

- ② 金融機関経営の自己規律を高めるとともに、透明性の高い金融市場を形成するため、信用秩序に与える影響等に配慮しつつ、早急に金融機関の実態に即した十分な経営内容の開示を行う。

(2) 証券市場の活性化

- ① 証券市場活性化のための環境整備を進めるため、以下の措置を講ずる。
 - i) 本年1月からの投資信託改革の着実な推進を図るとともに、新しいタイプの投資信託である日経300株価指数連動型上場投資信託を来月中に上場する。
 - ii) 研究開発型、知識集約型等の新規事業を実施する企業の資金調達に資するため、本年6月を目途とする日本証券業協会の検討結果を踏まえ、店頭登録基準の特則を設ける等の措置を講ずる。
 - iii) 本年6月の定時株主総会に向け、発行企業に対し、株主に対する利益還元策として自己株式取得への積極的取組を要請する。
 - iv) 少額での株式投資を可能とし、個人投資家の株式投資の促進等のため、投資単

位引下げの促進を図る。

- v) 社債に関する適債基準及び財務制限条項の設定の義務づけを平成8年1月に撤廃するとともに、投資家保護の観点から開示制度の整備を図る。

- ② 有価証券取引税については、株式譲渡益課税を含む証券税制全体の中で、そのあり方を検討する。

(3) 金融派生商品に関する措置

金融派生商品取引の拡大に鑑み、金融機関による金融派生商品取引についての開示の拡大、国際統一基準による自己資本比率規制の一層の整備等を図る。

(4) 円の国際化の推進

① 円建取引の推進

現在円建取引は、輸出で約4割、輸入で約2割の水準に止まっているが、円建取引は企業の為替変動リスクの回避に資することから、円建取引の推進のための企業の積極的な努力を歓迎する。

② アジア諸国通貨当局との関係緊密化

円の国際化及び為替市場の安定の観点も踏まえ、アジア諸国の通貨当局との関係の一層の緊密化に努める。

◆現行金利一覧 (7年5月15日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期	()内 前回水準
公定歩合			
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	1.0	7.4.14	(1.75)
・その他のものを担保とする貸付利子歩合	1.25	7.4.14	(2.0)
短期プライムレート	2.375	7.4.25	(2.75)
長期プライムレート	3.6	7.4.12	(4.5)
政府系金融機関の貸付基準金利			
・日本開発銀行	3.85	7.5.8	(4.2)
・中小企業金融公庫、国民金融公庫	3.85	7.5.8	(4.2)
・住宅金融公庫	4.05	7.4.7	(4.30)
資金運用部預託金利 (期間3年～5年)	3.75	7.5.8	(4.10)
(期間5年～7年)	3.80	7.5.8	(4.15)
(期間7年以上)	3.85	7.5.8	(4.20)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート(実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

◆公社債発行条件 (7年5月15日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債(10年)	応募者利回り(%)	<5月債> <u>3.524</u>	<4月債> 3.850
	表面利率(%)	<u>3.6</u>	4.0
	発行価格(円)	<u>100.56</u>	101.08
割引国債(5年)	応募者利回り(%)	<5月債> <u>3.122</u>	<1月債> 4.176
	同税引後(%)	<u>2.516</u>	3.345
	発行価格(円)	<u>85.75</u>	81.50
政府短期証券(60日)	応募者利回り(%)	<4月19日発行分～> <4月14日発行分～> <u>0.876</u>	1.503
	割引率(%)	<u>0.875</u>	1.5
	発行価格(円)	<u>99.8562</u>	99.7534
政府保証債(10年)	応募者利回り(%)	<5月債> <u>3.668</u>	<4月債> 3.768
	表面利率(%)	<u>3.6</u>	3.7
	発行価格(円)	99.50	99.50
公募地方債(10年)	応募者利回り(%)	<5月債> <u>3.682</u>	<4月債> 3.782
	表面利率(%)	<u>3.6</u>	3.7
	発行価格(円)	99.40	99.40
利付金融債(3年物)	応募者利回り(%)	<5月債> 2.200	<4月債> 2.200
	表面利率(%)	2.2	2.2
	発行価格(円)	100.00	100.00
利付金融債(5年物)	応募者利回り(%)	<5月債> 2.700	<4月債> 2.700
	表面利率(%)	2.7	2.7
	発行価格(円)	100.00	100.00
割引金融債	応募者利回り(%)	<5月後半債> <5月前半債> 1.224	1.224
	同税引後(%)	1.010	1.010
	割引率(%)	1.20	1.20
	発行価格(円)	<u>98.79</u>	98.80

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆主要先進7か国蔵相・中央銀行 総裁会議（G7）の共同声明 について

主要先進7か国（カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国、米国）の大蔵大臣および中央銀行総裁は、4月25日（日本時間26日）、ワシントンにおいて、以下のような共同声明を発表した。

1. 大臣及び総裁は、現在の世界の経済及び金融の状況及びナポリ・サミットにおいて開始された国際経済機関の見直しに関連した問題について意見交換を行った。大臣及び総裁は、また、ECの代表とともに、ロシア当局者との間でロシア連邦の動向についてレビューした。
2. G7の最近の経済パフォーマンスのレビューにおいては、彼らは、G7経済の最近のパフォーマンスが心強いものであることに合意した。ほとんどの主要先進国において、成長は予想されたよりも力強く、幅広い基礎を有する現在の景気拡大は雇用の拡大に貢献するであろう。景気回復が広がりを見せるとともに、経済成長のパターンは、対外不均衡の調整を促進することに役立つであろう。
3. 物価の安定の達成・維持につながるような条件を確立する点については、重要な前進がなされた。大臣及び総裁は、政策は、引き続きインフレなき成長を持続させるという目標に向けられるべきであることに合意した。この目標は、金融市場の安定にも資するであろう。
4. かなりの国において財政不均衡は縮小されてきた。しかし、より低い長期金利につながるような条件を確立し、よって、経済成長が継続することを支えるため、多くの国において、貯蓄率を引き上げ、金融市場における信頼を改善するための一層の努力が必要となろう。このような見地から、各国政府は、現在の財政再建の努力を実施し、必要に応じそれを強化することが必要である。
5. 大臣及び総裁は、為替市場における最近の動向について懸念を表明した。彼らは、また、最近の変動は、主要国における基礎的な経済状況によって正当化される水準を超えていることに合意した。彼らは、こうした変動を秩序ある形で反転させることが望ましいこと、また、そのことが国際的な貿易・投資の拡大を継続させることにより良い基礎を提供し、インフレなき持続的成長という我々の共通の目標に資するであろうということについても合意した。彼らは、更に、内外の不均衡を縮小する努力を強化するとともに、為替市場において緊密な協力を継続することに合意した。
6. 年次経済サミットへ向けた準備の中で、大臣及び総裁は、ブレトンウッズ機関に対する

強力な支持を再確認し、また、これらの機関が今日の世界経済の課題に対応するために、その役割をどのように適応させ得るかについて議論した。このような見地から、彼らは、最近のメキシコの金融問題からどのような教訓が引き出せるかについてレビューした。持続的な成長と雇用、金融の安定性の維持、及び、持続的な開発の促進に向けての進展の継続を容易にするために望ましいアプローチについて、広範な議論を行った。

7. 大臣及び総裁は、チュバイス第一副首相をはじめとするロシアの経済当局者と会い、ロシア経済について意見交換を行った。彼らは、68億ドルに相当するIMFとのスタンド・バイ取極による支援に基づくロシアの経済改革プログラムを歓迎するとともに、このプログラムが、ロシア経済の持続的な安定化の達成及びロシア経済の将来にとって重要な鍵となるエネルギー部門の自由化を目標としていることに賛意を示した。大臣及び総裁は、ロシアが、早急に、その大規模な民営化プログラムの第二段階を進めるとともに、民間部門を支援するために必要な法制度を整備することを強く求めた。最後に、彼らは、ロシアが1995年の経済プログラムを確実に実施することが、ロシアにおける改革の将来に対するロシア国民及び外国投資家の信認を確立する上で、不可欠なものであることに留意した。彼らは、残された全ての二国間合意の締結を条件として、公的債権国に対し、1995年に期限の到来するロシアの債務返済につき適切なりスケジュールを行うことを懇請した。彼らは、また、公的債権国に対し、ロシアの中期的な債務問題に対処するための包括的なりスケ

ジュールの可能性を指向するような強力なグッドウィル条項を含ませることを懇請した。

8. 大臣及び総裁は、ウクライナが、15億ドルに相当するIMFとのスタンド・バイ取極に達したことに対して祝意を表明した。この取極は、ウクライナにおける1995年の野心的な経済改革目標を支援するであろう。これは、また、必要なエネルギー部門改革を容易にし、それにより、チェルノブイリ原発を早期に閉鎖するための基礎をなすものである。大臣及び総裁は、現在継続しているウクライナの経済改革に対する支援を今後とも継続する旨を表明する。

◆欧州委員会、春季経済見通しを 発表

欧州委員会は、5月17日、96年までの域内経済見通しを発表したが、その要旨は以下のとおり（同見通しは毎年、春秋の2回発表）。

1. 成長率

EUの景気は最近の通貨混乱にもかかわらず、①域外経済の力強い回復、②域内各国における金融緩和、③生産性、競争力および収益性改善に向けた域内企業の調整努力等により、輸出と投資を主導に確かな足取りで回復傾向を辿っている。

先行きについても、好調な企業収益と設備投資の高い伸びに加え、労働市場におけるスラックの存在といったサプライサイドの好条件を勘案すれば、前年比3%前後のインフレなき持続的成長が展望可能。

ただし、最近の通貨混乱等に伴う以下のような変化により、94年後半から95年前半にか

けて一時的に成長率がやや鈍化する可能性も指摘。

- ① 自国通貨が上昇した国（ドイツ、フランス、オランダ等）では、輸出、設備投資へのマイナスインパクトが物価下落に伴う民間消費へのプラスインパクトを上回り、成長率を幾分下押しするとみられること。
- ② 自国通貨が下落した国（イタリア、英国、スウェーデン等）を中心に、（リスクプレミアム増加から）金利が上昇したこと。
- ③ （ドイツ等）いくつかの国においては、賃上げ交渉が比較的高いレベルで妥結しており、この結果、自国通貨の上昇と相俟って輸出競争力が弱まるとみられること。
- ④ 最近のビジネス・サーベイにおいて、景況判断が若干ながら後退していること。

実質GDP成長率

(単位 前年比 % () 内は前回<昨年11月見直し>)

	1993年	94年	95年	96年
EU(注1)	△0.5	2.7	3.1(2.9)	2.9(3.2)
うちドイツ	△1.1	2.9	3.0(3.0)	2.6(3.4)
(旧西独)	△1.7	2.3	2.5(2.5)	2.2(3.0)
フランス	△1.5	2.7	3.1(3.2)	2.9(3.2)
英国	2.0	3.8	3.1(2.7)	2.8(2.8)
イタリア	△0.7	2.2	3.3(3.0)	3.4(3.2)
米 国	3.2	4.1	3.2(2.7)	2.3(2.3)
日 本	0.1	0.6	1.6(2.2)	2.9(2.7)

(注1) 95年1月1日より、オーストリア、フィンランド、スウェーデンの3か国が新規加盟したため95年より15か国の加重平均()内の前回見直しは12か国)となっている(以下の(注1)も同様)。

2. 雇 用

94年の力強い景気回復により予想以上に雇用が回復し、「雇用回復なき景気回復」の恐れ

はなくなった。95～96年中においても雇用者数は年率1%のペースで増加し、2年間で300万人の雇用創出が見込まれる。

しかしながら、同期間中に労働力人口も140万人増加すると予想されるため、大幅な失業率低下は見込み難い状況。

失 業 率 (注2)

(単位 %)

	1993年	94年	95年	96年
EU(注1)	10.8	11.2	10.7	10.1
うちドイツ	7.9	8.4	7.8	7.3
(旧西独)	5.9	6.6	6.3	6.0
フランス	11.7	12.5	12.1	11.5
英国	10.3	9.5	8.3	7.8
イタリア	10.5	11.4	11.4	10.9
米 国	6.8	6.1	5.7	5.9
日 本	2.6	3.1	2.9	2.6

(注2) 欧州委員会と各国統計の失業率の定義は必ずしも一致しない。例えば欧州委員会では、「失業者/労働力人口(軍人を除く)×100」と定義しているのに対し、ドイツ政府では、「失業者/(雇用者+失業者<軍人を除く>×100)」の定義により失業率を公表。

3. 物 価

インフレ率(個人消費デフレーター)は94年末から95年初に底を打ったとみられるものの、96年までに再びインフレ圧力が顕在化する可能性は小さい。稼働率上昇の下でインフレが加速しない要因として、①(一部に加速の兆候はみられるものの、総じてみれば)引き続き緩やかな賃金上昇の下でユニット・レーバークストが安定的に推移すること、②EU全体で見れば、米ドルの下落により輸入インフレが抑制されること、等を指摘している。

個人消費デフレーターベースでは、96年時点でマーストリヒト条約に規定されたEMU第3段階移行のための物価面でのコンバージェンス・クライテリア(CPI上昇率(注3))が最

も低い3か国の平均値から+1.5%ポイント以内に収まっていること)を満たす国は、ギリシャ、スペイン、イタリア、ポルトガルを除く11か国となる見通し。

(注3)CPIは各国の定義が統一されておらず厳密な比較が困難なことから、欧州委員会は従来より個人消費デフレタを用いてインフレ動向を分析している。

個人消費デフレタ

(単位 前年比 %)

	1993年	94年	95年	96年
EU(注1)	4.0	3.2	3.2	3.2
うちドイツ	3.8	2.7	2.3	2.5
(旧西独)	3.1	2.6	2.0	2.4
フランス	2.2	1.8	1.9	2.1
英国	3.4	2.5	3.0	3.0
イタリア	5.1	4.7	5.2	4.5
米 国	2.5	2.1	2.9	3.3
日 本	1.0	0.9	0.7	1.0

バージェンス・クライテリア (①財政赤字の対GDP比率が3%を超えないこと、および②政府債務残高の対GDP比率が60%を超えないこと)を満たすのは、既に条件をクリアしているドイツ、ルクセンブルクに英国を加えた3か国のみ。

財政収支

(単位 対GDP比 %)

	1993年	94年	95年	96年
EU(注1)	△6.3	△5.5	△4.5	△3.9
うちドイツ	△3.3	△2.5	△2.1	△2.4
(旧西独)	△2.9	△1.8	△1.8	△2.0
フランス	△6.1	△6.0	△4.9	△3.9
英国	△7.8	△6.9	△4.8	△2.9
イタリア	△9.6	△9.0	△7.9	△8.1
米 国	△3.4	△2.0	△1.6	△1.6
日 本	△0.5	△2.0	△2.7	△2.9

政府債務残高

(単位 対GDP比 %)

	1993年	94年	95年	96年
EU(注1)	66.2	68.1	70.3	70.4
うちドイツ	48.2	50.1	58.2	58.1
フランス	45.8	48.5	51.2	52.8
英国	48.5	50.1	51.5	51.5
イタリア	119.4	125.4	124.9	124.4

4. 財政収支

財政健全化のために必要な努力は依然として不十分。一般政府財政赤字は、93年不況時に6.25%でピークを打った後徐々に低下し、96年には4%以下となるものの、構造的赤字(景気循環に左右されない赤字)は95年、96年においても3.5%~4%と依然として高水準で推移する見通し。また、この程度の単年度赤字低下は政府債務残高の削減には不十分であり、今後仮に3%の経済成長が続いても、96年に債務残高が減少に転ずることは期待し難い(ただし、本予測はあくまでも「政策変更なし」が前提となっており、今後いくつかの国において実施が期待されている赤字削減プログラムの効果は織り込まれていない)。

本見通しを前提にすれば、96年時点で、EMU第3段階移行のための財政面でのコン

◆フランス、シラク氏が大統領に就任し、ジュペ内閣が発足

1. フランスでは、ミッテラン大統領の任期満了に伴って、4月23日(第1回投票)、5月7日(第2回投票)の両日にわたり大統領選挙が実施された(注)。この結果、第1回投票では2位だったシラク候補(共和国連合<パリ市長>)が、同1位を占めたジョスパン候補(社会党<元第一書記>)を第2回投票で破り、大統領に当選。保守・中道陣営が、ジスカー

ルデスタン大統領以来、14年ぶりに大統領の座を奪回した。

(注) フランスの大統領選挙(満18歳以上の国民による直接選挙、任期7年)では、第1回投票で過半数を獲得した候補者がいない場合、上位2名により第2回投票を行い、過半数を獲得した者が大統領に当選。

フランス大統領選挙の結果：主要候補の得票率 (内務省発表、海外領土等の一部を除く)

	第1回投票 (4月23日) 投票率79.19%	第2回投票 (5月7日) 投票率80.37%
シラク(共和国連合)	20.64%	52.67%
ジョスパン(社会党)	23.24	47.33
バラデュール(共和国連合)	18.54	—
ルペン(国民戦線)	15.15	—
ユー(共産党)	8.72	—

(シラク大統領<62歳>の略歴)

1932年 パリ生まれ
59年 国立行政学院(ENA)卒業
67年 国民議会議員初当選
74~76年 ジスカールデスタン大統領の下、首相就任
77~95年 パリ市長
79~80年 欧州議会議員
86~88年 ミッテラン大統領の下、首相就任
95年 大統領就任

2. シラク大統領は、バラデュール内閣の総辞職を受けて、5月17日、首相にジュペ氏を指名、ジュペ首相は直ちに組閣作業に入り、5月18日、新内閣の顔ぶれが決定した。この結果、大統領が社会党、内閣が保守・中道という保革共存政権(コアピタシオン)は解消された。主要閣僚は以下のとおり。

首相 Alain JUPPÉ (R P R <共和国連合>)

蔵相 Alain MADELIN (U D F <フランス民主連合>)

外相 Hervé de CHARETTE (U D F)

内相 Jean-Louis DEBRÉ (R P R)

法相 Jacques TOUBON (R P R)

国防相 Charles MILLON (U D F)

産業相 Yves GALLAND (U D F)

* 新内閣においては、従来の予算相の機能が蔵相に移管された。

(ジュペ首相<49歳>の略歴)

1945年 仏南西部ランド県生まれ
72年 国立行政学院(ENA)卒業
84~86年 欧州議会議員
86年 国民議会議員初当選
89年 欧州議会議員
93~95年 外相
95年 首相就任

(マドラン蔵相<49歳>の略歴)

1946年 パリ生まれ
78年 国民議会議員初当選
86~88年 産業・通信・観光相
89年 欧州議会議員
93~95年 企業相
95年 蔵相就任

◆ロシア中央銀行、公定歩合を引き下げ

ロシア中央銀行は、5月15日、公定歩合を200%から195%に引き下げることを決定した(16日より実施)。

◆韓国銀行、95年の実質GDP成長率見通しを上方修正

韓国銀行は、4月11日、急激な円高ウォン安の進行に伴い、韓国の輸出が大幅に増加すると見通しから、95年の実質GDP成長率予測を当初(本年1月時点)の+7.3%から+8.2%に上方修正した。

◆タイの商業銀行、貸出プライムレートを引き上げ

タイの商業銀行は、貸出の増加テンポが預金の伸びを大幅に上回っていることに加え、パーツの対円・独マルクレート下落により海外資金の流入が幾分減少していること等を背景に、4月11日、貸出プライムレートの0.5%引き上げ(13.0%→13.5%)を実施した。

なお、今回の引き上げは昨年来9回めの引き上げ(累計引き上げ幅は3.5%)。